

まちづくり基本条例とは

2021年(令和3年)6月21日(月) 10:00～

制作 特定非営利活動法人 NPO政策研究所

npa@post.email.ne.jp

1. これからの河合町を考える時に

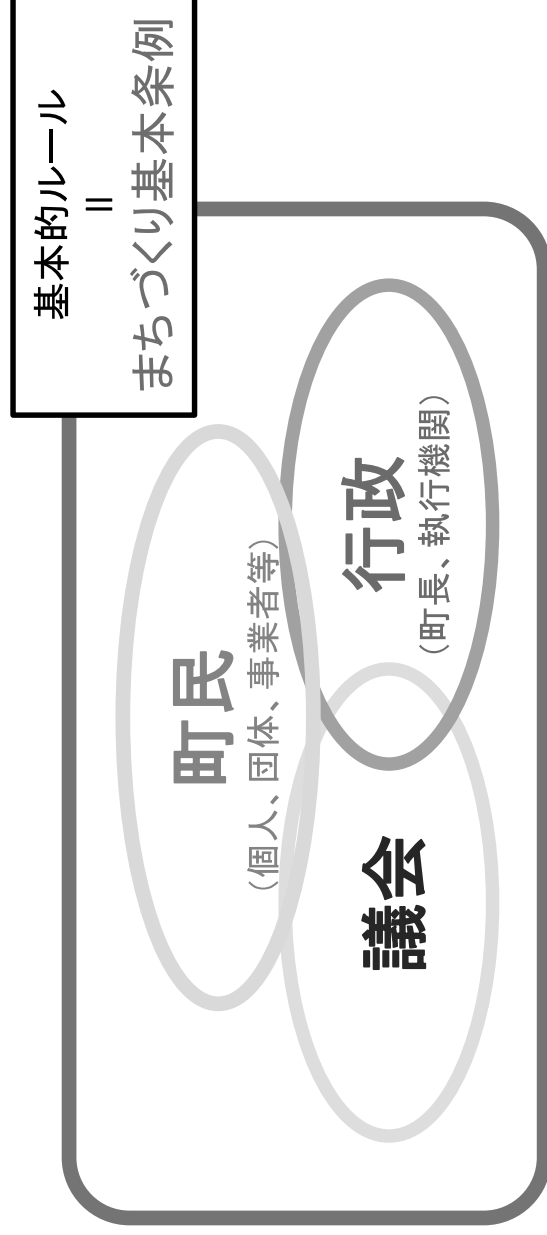
「河合町がどうなっていくか」から、

「河合町をどんなまちにしたいのか」へ！

将来、河合町をどんなまちにしたいのか(目標=ビジョン)?

目標(ビジョン)を実現するためには何(どんな仕組み)が必要か?

まちづくりの主体である町民（含団体、事業者）、町議会、町行政が協力、連携、協働してまちづくりを担い進めていく際の基本的しくみ・ルールがまちづくり基本条例。



3

2. 「まちづくり基本条例」は「法≡条例」

- 地方分権下における、自主、自律の自治体経営の基礎となるものです（独自のルールを定める）。
- 自治体の基本的規範です（後出）。
- 河合町全体を対象としています（住民、町議会・町行政、事業者、団体等）。その意味で、包括的です。
- ただし、住民については、権利を保障し、責務を述べたりしていますが、決して規制したり罰則を与えたりするものではありません。

日本国憲法第九十四条 地方公共団体は…中略…法律の範囲内で条例を制定することができる。

4

① 自治体経営の拠り所

自治体経営の根拠法として地域社会の意思を示すものです。

② 全国一律でない、地方独自のルールづくり

地方独自の自治体運営のやりかたを定めます（町民参加、協働、地域自治、住民投票等）。

③ 協働、総合計画（愛AI構想）その他自治事務の根拠

総合計画や行政経営のさまざまな手法を位置づけます。

④ 町民の町政や法・条例への関心を高める

自治を推進するためのルールの一覧（中学生でもわかる！）。

⑤ 町民にとってはまちづくりの道具（ツール）

地域課題の解決に向けた多様な活動が展開されることが期待されます。

➤ 結局は「どのようなまちにしたいのか？」に行き着く。

5

3. まちづくり基本条例を考える時の 留意点

○まちづくり基本条例は、「まちづくりの中味」を定めるものではなく、まちづくりをすすめていく際の、「共有できる理念」、「基本的なルール」、「まちづくりを進める時の手法、手続」を定めるものです。

○まちづくりの中味は、総合計画（河合町では「河合愛AI構想」）や各種計画に委ねます。

6

4. 自治(まちづくり)基本条例の制定状況

まちづくり基本条例制定自治体例

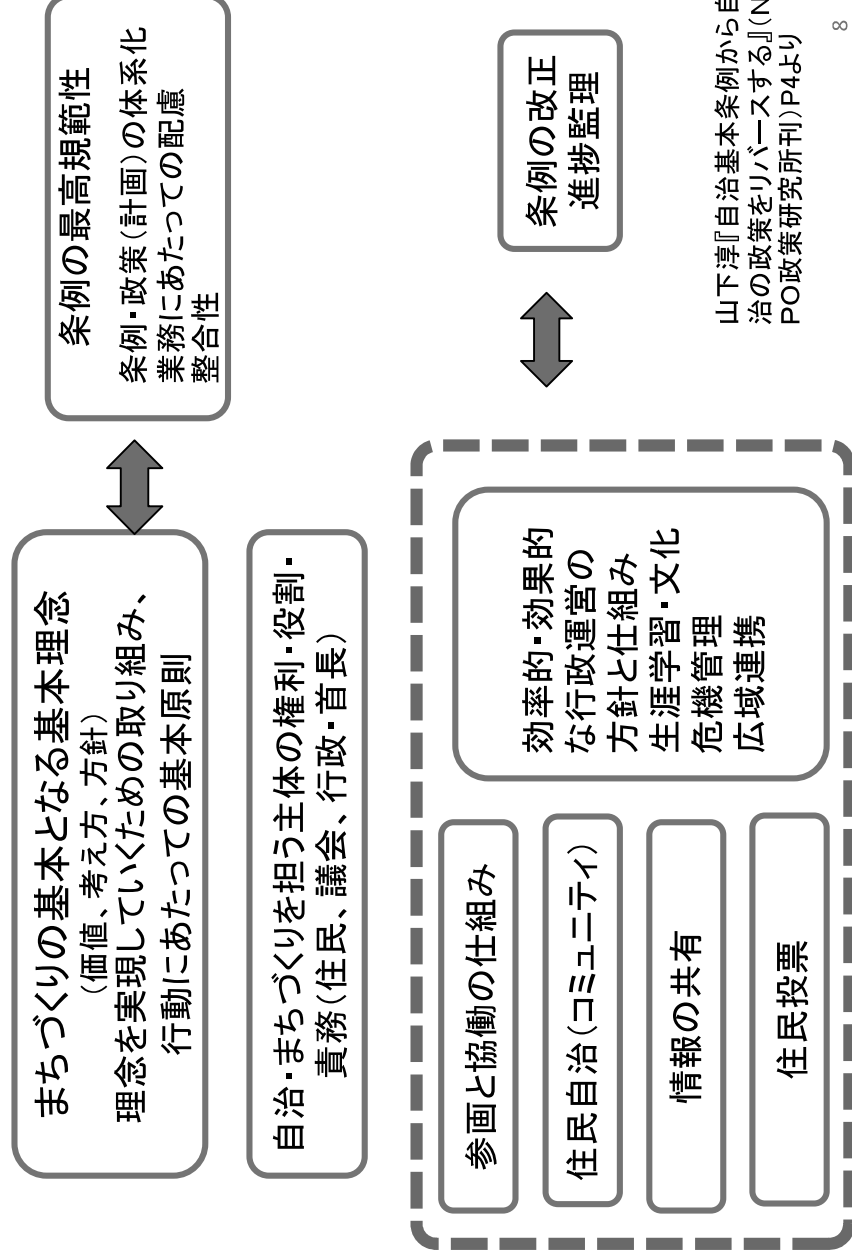
自治体名	都道府県	条例名	施行日
二セコ町	北海道	まちづくり基本条例	平成13年4月1日
宝塚市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成14年4月1日
伊丹市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成15年10月1日
篠山市	兵庫県	自治基本条例	平成18年10月1日
朝来市	兵庫県	自治基本条例	平成21年4月1日
生駒市	奈良県	自治基本条例	平成22年4月1日
丹波市	兵庫県	自治基本条例	平成24年4月1日
大和郡山市	奈良県	自治基本条例	平成24年4月1日
七尾市	石川県	まちづくり基本条例	平成24年9月1日
栗山町	北海道	自治基本条例	平成25年4月1日
西脇市	兵庫県	自治基本条例	平成25年4月1日
上牧町	奈良県	まちづくり基本条例	平成26年4月1日
吉野町	奈良県	まちづくり基本条例	平成27年4月1日
王寺町	奈良県	まちづくり基本条例	令和3年4月1日
広陵町	奈良県	自治基本条例	令和3年6月1日

道県市町村の制定数

	制定数	自治体数
道県	2	47
市、特別区	258	815
町村	140	926
市区町村計	398	1,741

NPO法人 公共政策研究所、
NPO政策研究所調べ(2021年4月)

5. まちづくり基本条例の構成

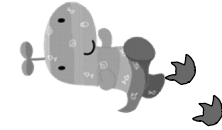


まちづくり基本条例の構成例

前 文

- 第1章 総則
 - 第1条 目的
 - 第2条 定義
- 第2章 基本理念及び基本原則
 - 第3条 自治の基本理念
 - 第4条 自治の基本原則

丹波市 自治基本条例



- 第3章 市民の権利と責務
 - 第5条 市民の権利
 - 第6条 市民の責務
 - 第7条 事業者の役割と責務

- 第4章 情報の共有
 - 第8条 情報の共有
 - 第9条 個人情報の保護

- 第5章 住民自治
 - 第10条 住民自治のあり方・定義
 - 第11条 住民自治の原則
 - 第12条 住民自治組織
 - 第13条 行政の支援
 - 第14条 コミュニティのあり方

- 第8章 市議会並びに市長及び市の職員の役割と責務
 - 第23条 市議会の役割と責務
 - 第24条 市議会議員の役割と責務
 - 第25条 市長の役割と責務
 - 第26条 市の職員の責務

- 第9章 市政運営
 - 第27条 市政運営の原則
 - 第28条 総合計画
 - 第29条 行政組織
 - 第30条 財政運営
 - 第31条 財政計画
 - 第32条 政策法務
 - 第33条 法令遵守、公益通報
 - 第34条 説明責任
 - 第35条 応答責任
 - 第36条 行政手続
 - 第37条 行政評価
 - 第38条 外部監査
 - 第39条 広報・広聴
 - 第40条 パブリックコメント
 - 第41条 危機管理

- 第6章 参画と協働のまちづくり
 - 第15条 参加、参画の権利
 - 第16条 参加、参画の制度
 - 第17条 計画等への参画
 - 第18条 審議機関への参画
 - 第19条 まちづくりへの支援
 - 第20条 市民公益活動
 - 第21条 生涯学習
- 第7章 住民投票
 - 第22条 住民投票

- 第10章 連携
 - 第42条 連携

- 第11章 条例の位置付け及び見直し
 - 第43条 条例の位置付け
 - 第44条 条例の見直し

附 則 平成24年4月1日 施行

全11章44条

人口(国調2010年):67,757人

6. まちづくり基本条例の柱



まちづくり基本条例は、概ね下記の事項を柱として立てられるのが一般的です。

住民の権利・役割・責務、まちづくりへの参画

住民自治
(基礎的
コミュニティ、まちづくり協議会)

参加・参画と協働、市民公益活動、情報共有

議会・首長(行政)の役割と責務

透明で効率的・効果的な行政運営(経営)、広域連携

まちづくり基本条例

7. まちづくり基本条例の主な論点

(順不同)

- 最高規範性*
- 定義(市民／町民)*
- 基本理念と基本原則*
- 情報の公開・共有
- 参加、参画と協働、町民公益活動*
- 住民自治*
- 町民及び事業者の権利と役割、責務
- 住民投票
- 議会及び議員の役割と責務
- 町長及び町職員の役割と責務
- 団体自治、行政経営、町政運営
- 危機管理、広域連携
- 見直し、進捗監理

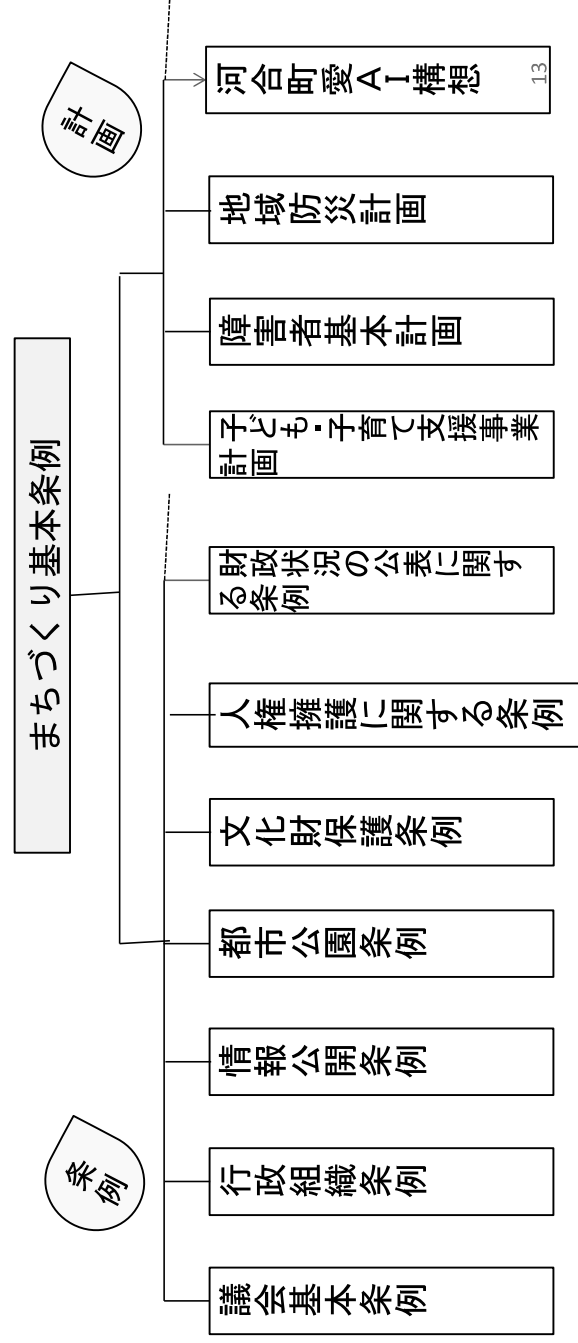
すべてが「論点」と言ってもいいが、ここでは代表的なものだけをとり上げる(*)。

7-1 最高規範性(条例の位置づけ)

- 法的には個々の条例には上下関係はありません。
- まちづくり基本条例は、当該自治体(住民と議会、行政)が認めただからこそ「最高規範」性あるいは「基本規範」性が担保されます。● 条文での明記が必要です。
- 表現としては、最高規範、基本規範等、あるいは「この条例の趣旨を最大限尊重する」「自治の基本を定めるもの」等意味として最高規範性を謳うものなど様々です。(言い方にこだわる必要はありません)

この意味で、自治基本条例を国の憲法になぞらえ「自治体の憲法」と言う事もある。

- まちづくり基本条例は自治体の基本的ルール（基本規範）なので、すべての条例規則、計画等は本条例に基づき必要があります（下図）。
- 町民と議会・行政がそのように認めることによるのみ、本条例の優位性が担保されます。



7-2 町民について

■住民*（在住者）だけでなく、在勤・在学者等も含める場合が多い。

まちづくり（地域社会の課題解決や活性化）には、住民だけでなく多様な関係者が参加し、一緒になって取り組みことが効果的と考えられるため。

- ・自治体内で事業を行ったり活動したりする団体（NPOや事業者、学校、商工会等）も含める場合が多い。
- ・子どもや在住外国人ら、選挙権を持たない人たちの意見を聞くことにも配慮する必要があります。

※住民投票等権利義務に係わる事柄については、対象者の規定は別途定めるのが一般的。

■ 地方自治法

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

*「住民」は幅広い・・・

*たとえば、路上喫煙禁止条例(大阪市、京都市、奈良市等)の適用はその場所に居るすべての人に適用される。

*定住外国人も住民。

*東日本大震災で全村避難した自治体の住民とは？→飯館村「ふるさと住民票」

■ 民法

第22条 人の生活の本拠をその者の住所とする。

第23条 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

15

7-3 基本理念と基本原則

① 基本理念

- 自治体のあり方、大切にしたい価値を明らかにするものです。
- 自治体のあるべき姿、すなわちどのような状態になればいいのか、また、そうなるにあたって基盤となる価値観を示します。

② 基本原則

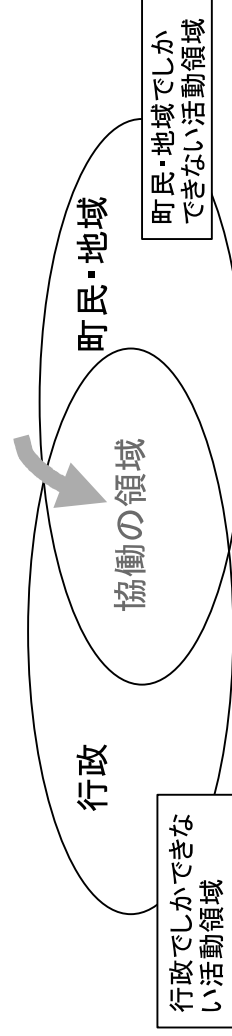
- 基本原則を実現していくときの行動原則、手法等を示します。
- 基本原則を基本理念を合体する自治体もあります。
- 理念に比べて「しくみ」にできるものを選ばれます。

16

7-4 協働

多様な町民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力・連携して、それぞれのやり方で行動することです。
すなわち、

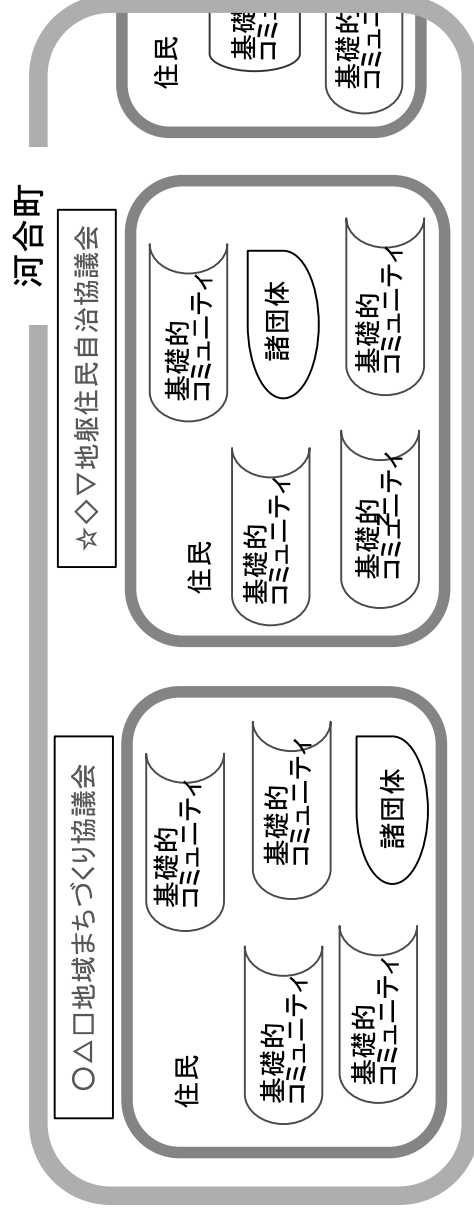
- 1) 公共的課題の解決に取り組むという目的の共有
- 2) 多様な主体が持てる力を出し合い、補完し合う
- 3) バラバラでやるより大きな成果(1+1>2)



17

7-5 住民自治(地域自治)

- 1) 基礎的コミュニティ(区・自治会)
- 2) 地域自治組織((仮称)まちづくり協議会など)
おおむね小学校区程度の範囲

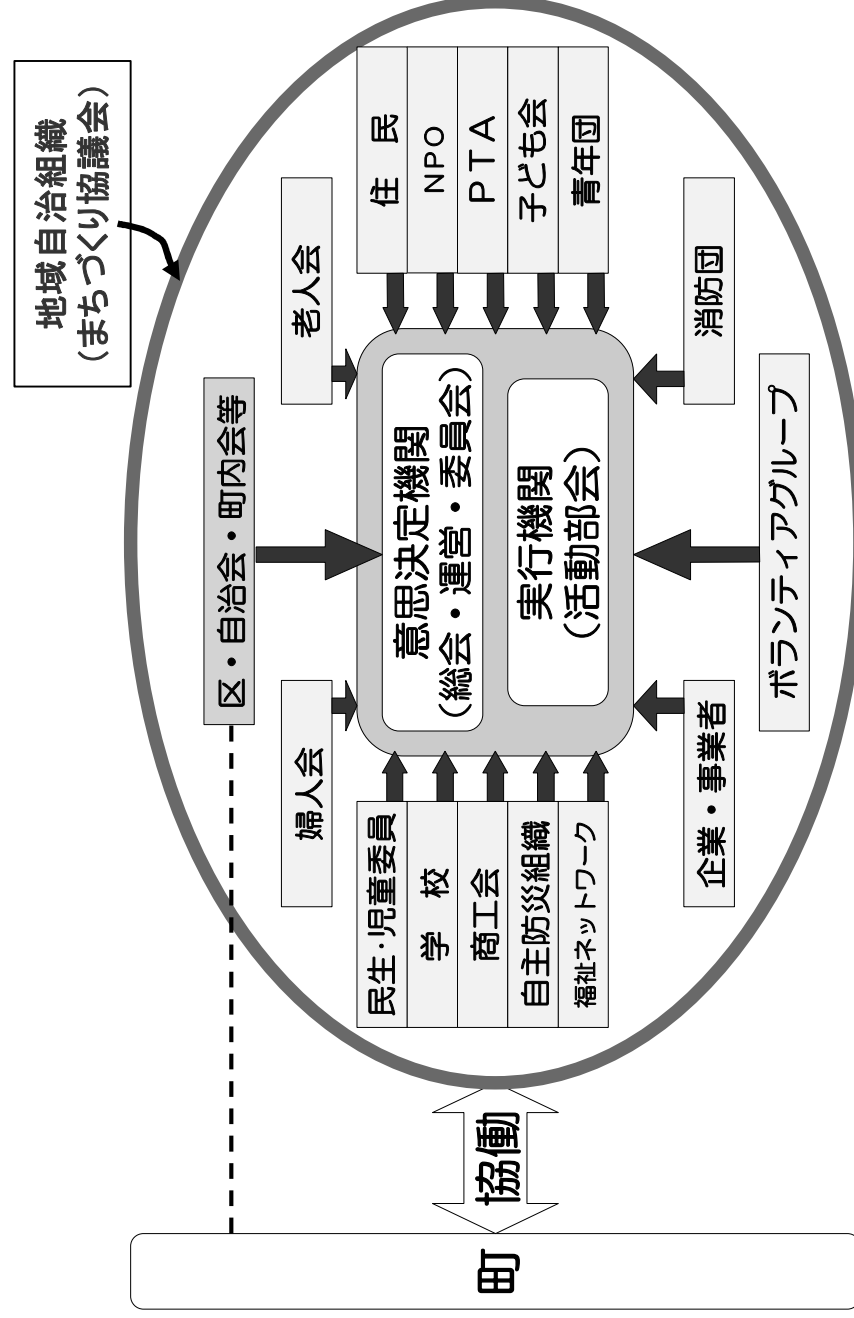


18

新しい住民自治（地域自治）システム（まちづくり協議会）

- ① 自分たちの地域を自分たちでつくる、という自主的な地域経営を進められる仕組みです。
- ② 地域の全住民、団体の力を組合せ、補完し合い、地域の総合力を発揮できる仕組みです。
- ③ 地域の仕事をみんなで担う（特定の人への集中を避ける、新たな人材を発掘する）仕組みです。
- ④ 小学校区程度の範囲で形成される、全住民が構成員である公共的団体です。
- ⑤ 民主性、参加性、透明性（公開性）が鍵となります。
- ⑥ 構成員を個人単位とすることで、若者・女性らの人材活用の可能性を広げます。

まちづくり協議会の組織イメージ



7-6 行政経営

1) 町政運営の原則

- ✓ 総合計画に基づく行政運営
 - ✓ 政策法務及び法令遵守等
 - ✓ 財政運営の基本方針、予算編成、執行、決算
- ### 2) 町政運営の規律
- ✓ 説明責任、応答責任、行政手続き
 - ✓ 財産管理及び財政状況の公表、行政評価・監査

どこまで盛り込むかは、必要性と効果の判断による。ただし、現在ではこれらいずれも自治体の標準装備となっている。

3) 町政運営の方法

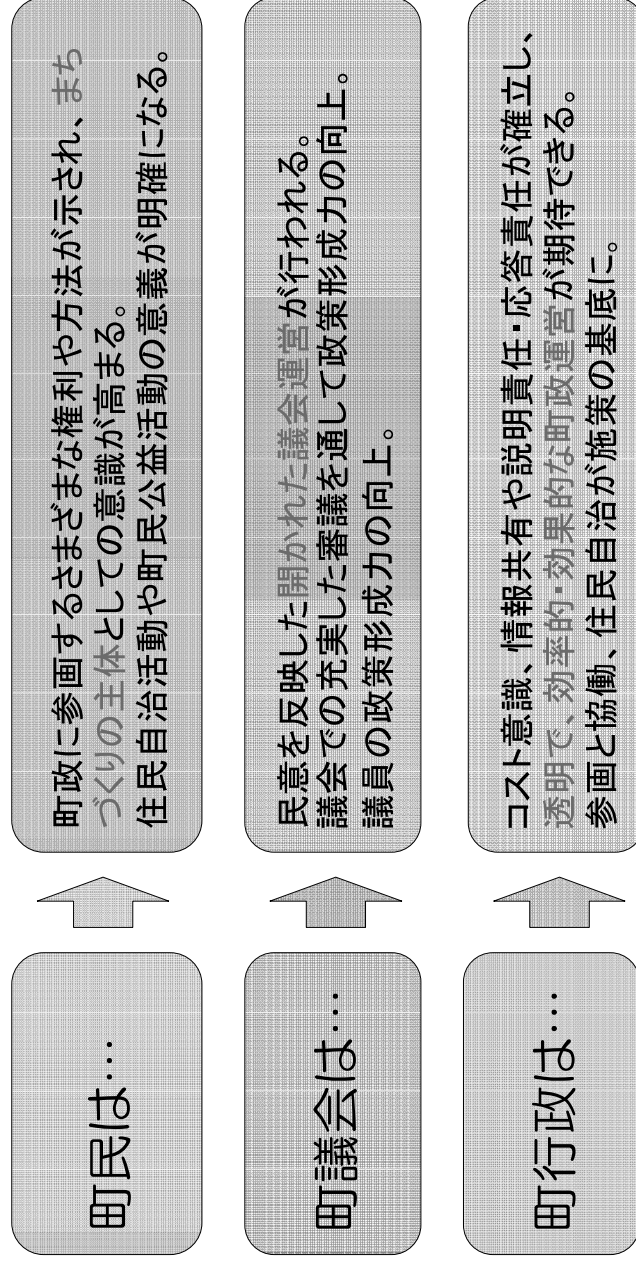
- ✓ 行政組織、人事政策
- ✓ 広報・広聴、パブリックコメント
- ✓ 危機管理
- ✓ 生涯学習
- ✓ 国、県、他自治体、国内外との連携・交流

地方自治法に既出のものもあるが、住民と議会、首長が主体的に選択する、と言う意味もある。

21

8. まちづくり基本条例制定で何が変わるのか

自治(ちづくり)基本条例は、まちづくりの主体に活用される
ことが大切です。このためには、町民・議会・行政それぞれの
意識改革がなにより必要です。



22

9. まちづくり基本条例の策定プロセス

一 町民参加・参画と協働、職員参加一

- 基本条例の性格上(町民、議会、行政の力を合わせてよりよい地域をつくっていく)、原案作成の段階から町民と行政が協働する必要があります。
- 町民参加を担保するために、町民参加のワークショップ及び代表者による(仮)まちづくり基本条例検討審議会で議論・検討・審議することになります。
- 審議会には、学識者、区長会・自治会等各種団体代表とともに公募の町民も参加しています。
- 一方、職員の参画も重要。庁内で、まちづくり基本条例策定の気運を盛り上げ、職員一人一人が町民に説明できるようすることが望めます(町内検討会議、ワーキンググループ)。

23

10. 議会基本条例との関係

- ・議会基本条例の策定状況は898自治体です。
(2021年4月自治体議会改革フォーラム調べ)。
- ・奈良県内は、県議会を含め15。
奈良県、奈良市、生駒市、葛城市、桜井市、天理市、大和高田市、大和郡山市、上牧町、平群町、十津川村、東吉野村、王寺町、広陵町、河合町
- ・河合町議会基本条例が定められています。(令和2年9月30日条例第29号)
- ・どちらが包括的かと言えば、自治基本条例です(上ではありません)。

24

ご静聴ありがとうございました。